令和８年第１回　安芸太田町教育委員会議録

招集年月日	令和８年１月 22 日　（木）		
招集場所	川・森・文化・交流センター３階　視聴覚室		
開閉会日時	開　　会	令和８年１月 22 日（木）午前９時 30 分	
	閉　　会	令和８年１月 22 日（木）午前 10 時 47 分	
出席・欠席委員	出席委員	大野正人・清胤祐子・池野博文・河本千絵・小田純子	
	欠席委員		
職務により会議に出席した者	教育次長　長尾　航治 課長　　清水　裕之 主幹　　佐々木裕美 主幹　　小坂　法美 主査　　園田　哲也 係長　　山根　寿春		
議事	議案第１号	安芸太田町人材育成・交流センター管理運営規則の制定について	可決
	議案第２号	安芸太田町人材育成・交流センター居室利用規定の制定について	可決
	議案第３号	安芸太田町水泳プール条例の一部改正について	可決
報告協議事項	１　ひろしま自然保育認証について ２　令和７年度卒業証書授与式・令和８年度入学式の日程について ３　令和７年度退職辞令交付式・令和８年度辞令交付式の日程について ４　第２回業務改善アンケートについて		

【 議 事 録 】

日程第１　開会　（午前９時 30 分開会）

教育長）
　皆さん、おはようございます。本日は雪の中の開催でございます。宜しくお願いしたいと思います。本日全員出席でございます。本日の会議の議題はお手元のとおりでございます。議案報告事項のうち公開になじまないものがございましたら、最後にまわして審議したいと思いますがいかがでしょうか。

清胤委員）
　ありません。

日程第２　教育長報告

（以下の項目について報告）

１　１月の教育長等の状況
① 元日（１日）
② 仕事始め（５日）
③ 小・中学校始業式（７日）
④ ３市町教育長会議（７日）
⑤ 消防団出初式（11 日）
⑥ 令和８年二十歳を祝う会（11 日）
⑦ 成人の日（12 日）
⑧ 学校を核とした地域づくりフォーラム（15 日）
⑨ 令和７年度市町村教育委員会研究協議会（16 日）
⑩ 黎明館餅つき大会（18 日）
⑪ 民泊部会（20 日）
⑫ 教育委員会会議（22 日）
⑬ 新しい学びプロジェクト研究協議会（24・25 日）
⑭ 園・所長研修会（26 日）
⑮ 町子連チャレンジコンクール審査会（27 日）
⑯ ランチミーティング（27 日）
⑰ 広島県市町教育長会議（29 日）
⑱ 八王子市立いずみの森義務教育学校視察（27 日）
⑲ 令和７年度学校魅力化フォーラム（27 日）

２　令和７年度市町村教育委員会研究協議会
・教育委員会の機能強化・活性化について
・地域と学校の連携・協働について

教育長）
　何かご質問やご意見があればお願いしたいと思います。

清胤委員）

市町村教育委員会研究協議会の報告について、今まで気付かないところに気づかせていただきました。現在、事前会議という形で深く広く意見交換は出来ていると思いますので、30分前からの事前会議がやっぱり必要なんだなと改めて思いました。それから、資料の２ページのところで教師が教育活動に専念できる環境整備、というのがありまして、先程の事前会議でもちょっと発言したんですが、是非とも新任の先生方に、まずは安芸太田町に住んでいただいて、通勤時間も距離も縮まりますし、事故とか事件とかに巻き込まれる可能性も少し減りますし安芸太田町をしっかり理解していただいた上で安芸太田町の子ども達の教育に専念していただくということで教員住宅もございますので、是非とも勧めていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

教育長）

子ども達にもそうなんですけれども、先生方にも町を好きになってもらうということが大事だと思いますので、他市町から来られている先生方にも安芸太田町のことをもっともっと好きになっていただいて、気持ちよく働けるような環境作りに努めてまいりたいと思いますので、ご支援よろしくお願いいたします。

河本委員）

二十歳を祝う会に参加して、やっぱり町を好きになる、というところで、積極的に発言しておられる方が他県から来られた加計高出身の人で、なんか凄いなと思って。多分この子達、自分で選択してここに来てやりきって帰ったっていうのが心の中にあって、自信がみなぎっているというか。地元の子達はとても優しくて大人しい子達が多いかもしれないですけど。８年後の幹事の立候補が今まで毎年なかったから。今年初めてかもしれない。その辺を私は感じた会でした。

教育長）

私もね、昨年度の４月からこちらの町に参りましてですね、良いところが見えてくるんですよね。今まで住んでいたところと働いてきた所と違う所、良い所が出てくるんですね。そうなるとそこが入り口になって町が好きになる、もっともっとみんなに知って欲しいという気持ちも高まってきますので、よそから来た子たちはそういう気持ちがやっぱり強いと思うんですよね。それでああいう形の表現になったと思いますけれども、町の子たち気づいてないところも大きいと思いますので、そういうのは共に気づいていきたいという、何ていうんですかね、支援が必要なのかなというふうに思っております。

小田委員）

新聞にも加計高校出身の方が地元の式より安芸太田町を選んで来てくれてすごい良かったなと思いまして。黎明館の餅つき大会で、他市町村から来ている方は地域の方と交流して、楽しい行事があるんですけど、地元から加計高校に行った方は多分参加されてないのかな、あんまり地域の人はこういう行事に参加できないみたいなことを聞いたことがあって、地元に住んでいる人も寮に住んでいる人も一緒に盛り上がっていけたらいいんじゃないかなっていうのを感じました。

教育長）

行事自体は地域の交流行事ですから、もちろん寮生であろうと加計校の地元の通学生であろうと参加できるんですけれども、その辺でやっぱりイメージアップができてないところがありますので、しっかりとね、イメージアップもしていくのが今後の課題かなというふうに感じております。黎明館の方にも伝えておきたいと思いますので。ありがとうございます。

先ほどの二十歳を祝う会の内容につきましては、事務局の方で準備をさせてもらっているんですけれども、今の全国のパターンとしては、20 歳になる子たちが実行委員会を組んでやっているというのが大きな全国の流れです。そういうような形でやっていくと外に出て行ってる子が多くてですね、なかなか集まってくれることも難しいんですけれども、本当に子ども達 20 歳を迎える人たちがどういう会を望んでいるのか、というニーズもつかめますし、また自分たちの手作りですから、それこそ何かのその委員に立候補していくっていう意識的なことも変わってくると思いますので、そういう形もまた一つの形ではないかなというふうに私個人的には考えております。その辺のところもね、話し合いながら今後どのような形で進めていくかということもやっていければなと思いますので、情報提供でございますけれどもお知りおきいただけたらと思います。

日程第３　議事

教育長）

議案第１号安芸太田町人材育成交流センター管理運営規則の制定についてお願いします。事務局より説明をお願いします。

山根係長）

（安芸太田町人材育成交流センター管理運営規則の制定について説明）

教育長）

以上が説明でございますけれども、何か質問はございますでしょうか。

池野委員）

使用料の規定はないんですか。

山根係長）

使用料につきましては条例で４万円から５万円までの範囲で決まっておりまして、現在４万円で利用されています。

河本委員）

４万円とか５万円ってどういう単位で。

山根係長）

制定時に条例を作られたときに寮費の月額として４万円から５万円の範囲で料金を設定することになったんですけども。

河本委員）

ニーズがあるっていう話ですか。黎明館に。

長尾次長）

加計高校の寮として、運営はこの４階が寮ということで運営をされていたんですけれども、町としましては加計高校の寮生が増えてくるという前提の中で寮を作りました。人材育成交流センターということで建てさせていただきました。町の行政財産としては、今の名称黎明館は同じものになるんですが黎明館というのは通称で加計高生の寮になります。いわゆる居室、後ほど出てくるんですけれどもこの居室の部分と交流する部分が有るんですね、この施設に関しましては。条例ではすべての設置管理をするための条例ということで、安芸太田町人材育成交流センター条例というものが別途、定められておりますというのが先ほど山根の説明でございます。この中に居室を使う場合の月ごとの使用料というものを定めさせて頂いております。指定管理者制度による指定管理というのはですね、月額４万円から５万円の金額で指定管理者が別途定めをして寮費として取ることができるという規定を定めされております。現在は最低額である月額４万円という金額で請求をしていただいて寮生がそれを毎月指定管理者に支払いをしていただきたい、という中身でございます。

清胤委員）

４万円の内訳っていうのは、例えば食事とか電気代とかも全部込みですか。

山根係長）

はい。後から説明する居室利用規程というもの５条、議案第２号の 14 ページの第５条に黎明館の居室利用の４万円の内訳としては、居室の使用料、エアコンもですし、備え付けのベッドをスペースもあるんですけども、その使用料と共用設備洗濯機とかシャワー設備の使用料あと無線ＬＡＮ、朝と夕方の食事その他の光熱水費はその４万円の中でやらせていただいて追加料金はいただかないという事です。

清胤委員）

以前ちょっと話題になりましたよね。エアコンつけっぱなしで学校行くとかね、そういう改善はなされているんですかね。

山根係長）

そうですね。経費が大きくなれば指定管理者さんの運営にも響くのでそれは指定管理者さんが寮生に消灯時間とか指導してもらったり、ちょっと夏の暑いときにクーラーを切れとはちょっと言いにくいんですけども、共用施設の電気とかもこまめに切るとか指導しておられます。

河本委員）

町からの委託料と４万円の居室料で食費も全部指定管理者が賄ってるのですか。

長尾次長）

簡単に説明します。寮の運営に関しましては人材育成交流センターこれをまず管理をしていただくための指定管理者というのを定めます。議会の議決をとって指定管理者を定めて現

状ではＪＯＣＡになっていただいているんですけれども、ここに町の方は委託料として年間2,400 万円程度委託料を出させていただく。委託料なので指定管理してくださいということでその金額を定めて年間2,400 万円程度ということになるんですけれども。今３年目になるんですけれどもそれを出して、別途ですね、寮費を取っていただいてそれと合算した金額でこの全体の寮というか人材育成交流センターの運営をしてもらっている状況です。トータルで、もちろんやるんですけどその内訳というのは全て提出いただいておりまして中身の方を確認させていただいてから、今、少し課題になっているのが寮費の部分、食料材料費や人件費の高騰というのが皆さんご存じのとおりである、そういう状況の中でですね、指定管理委託料という定められているものなので、ここがふれ幅なんですけど４万から５万円どうしても食料品とか光熱費とかにかかってくるもの。それが年間を見た時に、かなり金額が上がってきているという状況であれば指定管理者の方でまた４万から５万円の間でですね、これは金額を設定していただいて寮生から徴収させていただきます。その他交流する事業でですね、もちろん金額をとるということもあると思います。そういうのが実施事業として展開をされているこの施設を展開されているというものでございます。あくまでも寮費だけの金額でやっているわけではないので、町としても大きな負担をさせていただいているというものでございます。

河本委員）

あまり上げると入りづらくなってしまうけれども、運営が行き詰まったら元も子もないし、難しいところではあると。

長尾次長）

金額に関しましてはですね、この４万円というのは全国の高校の寮等を検討してこれ町長部局ではもちろん最初は当初定めたんですけども非常に安い部分もあります。当然ですけれども高校で例えば親元から離れて生活しようと思えば家賃だけでも６万円ぐらいになるんじゃないかと思うんですが、それに加えて光熱費と他に食料品がいるわけです。それが今４万円から５万円の間ということで指定しているんですけど、その間で寮費を徴収ということになりますから、この加計高校が非常に今魅力が上がっているひとつの中に、寮がある。高い評価をいただいているんですけど、裏を返せば町民の方にご負担をいただいていると言う中で運営しておりますから、例えばエアコンの電気つけっぱなしみたいな話とかっていうのはですね、もちろん教育的指導でこれは寮管理している業者がしっかりと舎監をつけてですね、指導していただいているということもありますので、あくまでも寮としてそこは行政の分を出させてもらっている、ということでございます。

教育長）

それではお諮りいたします。議案第１号安芸太田町人材育成交流センター管理運営規則の制定についてを原案のとおり賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

教育長）

全員賛成です。よって議案第１号安芸太田町人材育成交流センター管理運営規則の制定に

ついて可決されました。

教育長）
　議案第２号安芸太田町人材育成法律センター居室利用規程の制定についてを議題とします。事務局より説明をお願いいたします。

山根係長）
（安芸太田町人材育成法律センター居室利用規程の制定について説明）

教育長）
　それでは何か質問はございませんでしょうか。

池野委員）
　門限はあるんですか。

山根係長）
　門限はあります。

教育長）
　20 時が門限になっておりまして、21 時に最終的に点呼をしまして、その後、清掃活動などをする、という流れです。

教育長）
　それではお諮りいたします。議案第２号安芸太田町人材育成交流センター居室利用規程の制定についてを原案のとおり賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

教育長）
　全員賛成です。よって議案第２号安芸太田町人材育成交流センター居室利用規程の制定については原案のとおり可決されました。

教育長）
　議案第３号安芸太田町水泳プール条例の一部改正についてを議題とします。事務局より説明をお願いいたします。

山根係長）
（安芸太田町水泳プール条例の一部改正について説明）

教育長）
　説明は以上でございますけれども何か質問ございませんか。

河本委員）
　どちらにしてもお金がかかることですよね。維持するにしても解体するにしても。解体費用とか見積もりとかどうされているんですか。

山根係長）
　解体するにも条例上の施設として施設の名前を落とさないとそういう解体とかの段階にいけないのでまだちょっと解体のスケジュールとかまだできていませんし予算もまだ未確定な状態なんですけど、そういうことを協議する前に条例から落とすというか。普通財産にすれば解体とかもしやすいので教育財産のままだったら直接解体とかができないのでまずプールとしての用途を無くして、それから解体の調整に入るというようになります。

河本委員）
　人口のわりに凄いプールがたくさん。

山根係長）
　他の地域、例えば井仁とか平見谷、猪山、戸河内の寺領なんですけど、実際もう使われてないんですけど、地元との協議がまだ整っていない所が有って。

河本委員）
　使われてないけど地元は残して欲しいという意向があるという。

長尾次長）
　水泳プールという条例を残しているんですけれども、本来の原型を残しておくということは設管条例が必要で、行政財産に設置管理の原則を定めるための条例が必要になりますのでここに残しているという状態でございます。地元と協議をしながらですね、学校の附帯施設として学校が無くなる時に、覚書等で地域から残して欲しいという話があって残っているといったプールがほとんどでございます。地元と協議が整いまして水泳プールのものとしてもう維持しなくていいよとおっしゃっていただいたものを、町としては元々の覚書等に準じて順次落としているといったことで今回はこの２自治振興会さんになりますけれども了承頂いたのでまずは行政財産としての位置づけを外させていただきます。その他のプールに関しましても、実際もう水泳プールとして使われて無いものたくさんあるんですよ。ただし条例から落とせるかと言いますと先程のような約束事項もありますので、地元としっかりと話をさせていただいて協議が整いましたら同じように財産から外させていただくことで最終的には必要になっている水泳プールだけが残っている、といったような流れになろうというふうに思っておりますのでご理解をお願いします。以上です。

池野委員）
　特に廃校に伴って使用しなくなって、その１番古いのはどれでしょう。

長尾次長）
　この中で言いますと井仁水泳プールが一番古いものだというふうに思っております。
井仁に関しましては休校以来水泳プールとしてほぼ使われてない。そんな状況の中でです

ね、ここはなかなか地元と話が進んでないところでもあるんですけれども、井仁という地域が非常に水が枯渇しやすい地域でもあります。そうしたことから、地域に管理するからプールとして残してほしい。こういったようないきさつがある中で、現状持っている、といった状況でございます。水がめみたいな形になっている実情があるんですが、実際には先程も言った通り、水泳プールとして使えるものではない。そのような状況の中でですね、協議というのは先に進めていく必要があると。町長部局の方では公共施設の適正な管理ということで、今管理計画を定めておりますので教育委員会としましてもこの管理計画に基づいた行政財産の維持管理をやっていかないといけないと思っておりますので、協力していただきたいと思っています。

池野委員）

プールが各所に残っているんですけど、ひとつはそういう覚書があって残している部分もあるんでしょうが、逆に言えば、それに甘んじてね、行政があまりプッシュしてなかった部分もありますよ。そこら辺も検討する必要があるだろうと思うんですが。もう一点はこの前も申し上げましたが戸河内のプールですね。これは長年言われてきたことですが、ランニングコストも含めてですね、もう 50 メータープールの使命は終わっているんだろうと思います。

河本委員）

覚書があるから話が進まないっていうのが腑に落ちなくて。だけど、この２つのプールの話は重々承知しながら言いますけど、誰と話を進めているのか、誰とその覚書を交わしてそれはいつまで効力があるかとかなんとなくその辺が腑に落ちないというか。期限で区切ってやらないと進まないだろうし、２つ達成できたので他もきっとできる気もしながら、大変さを思いながらもちょっとその辺は感じますね。期限っていうのは必要なんじゃないかな。

長尾次長）

実はですね、この水泳プールに関しましては、平成 28 年に私も教育委員会おりましたのでよく覚えています。学校統合等が進んでいく最中で水泳プールの統合についても議論され、この会議でも実は出しています。もともと４施設まで統合しようということで現状使っております加計水泳プール、筒賀水泳プール、戸河内水泳プール、当時小学校残っておりました上殿小学校。この４つに統合して行く計画を出させていただきました。当時出させていただいたんですが、やはり地域の反対ということがありました。統合も進んでおりましたので、学校統合の際にそういった協議をしながら、覚書という形に残っているんです。言い方おかしいですけども、やっぱり地域としても管理もできない、もし事故があってもいけない、そういったような話をいただけるところまで待っていた、という状況はあるのではないかと思っております。私も今年度から教育委員会でまたやらせていただいてですね、この部分については適切に進めていく必要があると思っておりますので、今年度に関しましては、２施設でございますけれども先程池野委員からありましたよね。プールの統廃合の際にですね、例えば今の戸河内プールのように適切に扱わないといけないという案件もあるんですが、町全体で定められた予算ということでございます。一度に全部条例を廃止してですね、全部施設の廃止できるかというと、年次計画というものもありますので、少しずつになるかもしれないですが、確実に前に進めていく必要があると思っておりますので、地域の皆さんと共有

して続けさせていただければと思っています。また報告をさせていただきます。

小田委員）
　今残っている全部のプールは毎年、教育委員会さんの方で掃除をされているってことですか。

長尾次長）
　町の方で行っているというのは限定をしております。加計水泳プール、筒賀水泳プール、上殿水泳プール、猪山水泳プール、戸河内水泳プール。修道水泳プールに関しましては地域の皆さんにもご準備いただいている。もともとですね、地域のプールということで地域の皆さんが清掃をされたということがたくさんございます。そういった意味で言うとですね、協議をしながら、ということになるんですが、これもいろんな複雑な状況があります。例えば猪山水泳プール等はですね、取水ポンプが集会所と屯所にもかかっている、というような施設でありまして、プールを維持していることによってそちらの管理にも繋がっているというような施設もあったりするので、非常に簡単にですね、教育課だけで考えて廃止していくということが出来ない施設も中にはございますので、しっかりと町長部局とも共有しながら進めるんですが、実際には本来水泳として使っているプールのみを我々としては管理して行くべきであろうと言うことを思っております。

教育長）
　それではお諮りいたします。議案第３号安芸太田町水泳プール条例の一部改正についてを原案のとおり賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

教育長）
　全員賛成です。よって議案第３号安芸太田町水泳プール条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

日程　４　報告・協議

教育長）
　報告・協議１ひろしま自然教育認証についてを議題とします。事務局より説明をお願いします。

園田主査）
（ひろしま自然教育認証について説明）

教育長）
　説明は以上でございますが何かご質問はございませんか。

小田委員）

せっかく認証を受けたので地域以外の方に広くＰＲをしていただいて、安芸太田町に住みたいなという効果に繋がっていくように、よろしくお願いします。

園田主査）
実は情報を出しているんですけれども、取材に来るというのを待っている状況です。いま、受けたことが有りまして、本日報告を終えた後にホームページのアップでありますとか、町で出来ることをやりたい。実は来年度分で正式決定ではないんですけど全国の自然保育等のフォーラムが広島県で行われることになっています。県から打診があったのがこの中の１つ分会を安芸太田町で持っていただきたいというのがありますので、それを機会に全国へ発信できる場も出てくるのかなと思っておりますので、そういう所を積極的に活用しながらいろんな所へアピールしていきたいと考えております。

河本委員）
自然があるのは見て分かるのですが、言葉だけで自然を生かそうとか言葉を聞く中で、漠然とどうしたらいいのかなと単体で取り組んでおられたのが、横の繋がりとか行政、教育委員会と学校とか保育所とか繋がって、見える形で流れが出来るのはすごく良いことだなと思います。それがまた、認証されたことで一段と上がっていくというか、続いていくような気がするので良かったなと思います。

清胤委員）
せっかく認定されたので、可愛いもりみんの看板を保育所やインターチェンジ付近に設置するとか、というのもＰＲの１つになると思います。人口増加にちょっとでも繋がるかなと思います。

園田主査）
検討させていただきます。

池野委員）
まずもってご苦労様でした。１つ山を越えました。週５時間以上の園外活動時間を必要としているので、やっぱりかなりプレッシャーと思います。現場も含めてですね、意識的にそれをやっていかないと難しいし、工夫も必要だろうと思う。現場はこれからも苦労をされると思います。１つ気になるのは、子どもの数が絶対的に減っていることですね。活動をやるためにもある程度子どもさんの人数が必要なので、それもよろしくお願いします。

教育長）
全国にこの話を広げていくということは非常に大事なことではあるんですが、基本として押さえておかなければならないのは自然保育をするっていうことが目的ではなしに、やはり目的としては子どもの健やかな成長であるとかあるいは自主性であるとか探究心であるとかそういうものを育んでいくということ。こういうことは今までも本町の保育所子ども園では、なされていたことですので、その基盤として新たにですね、自然を多く取り入れるようになったという事をやっぱり前提にしてですね、これからも続けていかなければなりませんし、今まで大事にされてきたことですよね。現場でそれをこれからも継続していくというこ

とですね、それを小学校中学校に繋げていくということが大事だと思いますので、言い続けて参りたいと思います。今いろんなご意見いただいているのもそういうことの表れだと思いますので、しっかりと発信してまいりたいと思います。

教育長）
報告協議２令和７年度卒業証書授与式・令和８年度入学式の日程についてを議題とします。事務所より説明をお願いします。

清水課長）
（令和７年度卒業証書授与式・令和８年度入学式の日程について説明）

教育長）
説明は以上でございますが何かご質問はございますでしょうか。

（意見なし）

教育長）
それでは以上で本件審議を終わります。

教育長）
報告協議３令和７年度退職辞令交付式・令和８年度辞令交付式の交付式の日程についてを議題とします。事務局より説明をお願いします。

清水課長）
（令和７年度退職辞令交付式・令和８年度辞令交付式の交付式の日程について説明）

教育長）
何かご質問はございますでしょうか。

（意見なし）

教育長）
それでは以上で本件審議を終わります。

教育長）
報告・協議４第２回業務改善アンケートについてを議題とします。事務局より説明をお願いします。

清水課長）
（第２回業務改善アンケートについてを説明）

教育長）

何かご質問はございますでしょうか。

（意見なし）

教育長）
それでは以上で本件の審議を終わります。

清水課長）
その他の配付資料ですが、令和７年度広島県教育賞受賞者一覧を載せております。これは本県教育の振興に尽力した功績をたたえ県教委が毎年度表彰するものとなっております。本町の加計中学校長沖本直樹様がこの教育賞を受賞いたしましたのでご報告をさせていただきます。長年の功績に感謝申し上げます。以上です。

教育長）
一覧を見られてお分かりだと思うんですけれども、個人で表彰を受けられた方はわずか県内で５名なんですよね。５名のうちの１人に選ばれていることは本当に功績が大きいということでございます。安芸太田町の教育をこういうふうにやってきた成果、ご本人の表彰でもあるんですけども、安芸太田町の教育の１つの成果でもあろうと思います。

清胤委員）
一緒にここで仕事をさせて頂いていたので感無量です。おめでとうございます。よろしくお伝えください。

清水課長）
伝えておきます。

教育長）
本日も活発なご議論ありがとうございます。委員の皆様の質問はあえてですね、町民の皆さんが疑問にもたれていることについても、細かくご質問いただいたと思いますので、これについては議事録の公開もございますのでまた町民の皆様に分かっていただける機会になっているんではないかなと思います。本当にご議論ありがとうございます

教育長）
本日予定しておりました日程は全て終了いたしました。
次回の教育委員会議の日程調整をお願いします。

（次回の教育委員会議の日程調整）
２月１８日水曜日ということでお願いします。
以上で令和８年第１回教育委員会議を終わります。ありがとうございました。

（午前 10 時 47 分　閉会）